

厚生労働省で働くということ

貴方の夢は何ですか？

幸せな家庭を築くことや、何か大きな仕事を成し遂げるなど、

人それぞれに多種多様な夢があると思います。

あるいは、今はまだその夢を探している途中だという方もいるでしょう。

誰もが夢や生き甲斐を見つけることができるような

社会を目指して、「いのち」と「人生」を見つめ、

より良い社会のあり方を考えていく、

それが厚生労働行政です。

そして、そんな厚生労働省で

人のいのちと人生を支えることに使命感とやりがいを見いだした

職員の熱い思いがこのパンフレットに込められています。

このパンフレットを手にしていただいた皆さんに

その思いを少しでも感じていただけることを願ってます。



Index

採用担当者からのメッセージ.....02

厚生行政とは.....03

厚生行政を担う職員からのメッセージ(先輩職員の本音).....05

2年目職員いろいろ答えます!.....17

人事担当者インタビュー(厚生行政Q&A).....21

麻薬取締官とは.....23



採用担当者からのメッセージ

「打開力を秘めた皆さんの来省を待っています」

大臣官房人事課長補佐
谷 祐次(たに ゆうじ)

Profile

昭和62年 厚生省入省
平成13年 出雲市役所市民福祉部健康増進課長
平成15年 医政局医事課訟務専門官
平成17年 大臣官房人事課長補佐

厚生行政の魅力は？

厚生行政とは「生活の行政」。皆さんに最も身近で、必要な行政です。

私たちの身の回りのこと、生まれてから亡くなるまで、生活をしている全国のすべての人々に、空気のように「厚生行政」が関わっています。

日ごろは気づかないこともありますが、「国民の誰もが」、「いつでも」、「どこにいても」、「どんな状況でも」安定した生活を実現できるように、国民の皆さんの法律履行や納税などの理解と協力を資源として、制度を企画し実現し維持しています。

そして「厚生行政」を通して、国民一人ひとりが、それぞれの力を出して、自己実現できる社会を目指しています。

どんな仕事？

国民の暮らし全般に関わることから、いろいろな仕事があります。

本省の主な仕事は、「厚生行政」の諸課題について、その対応策を企画・立案し、法律・予算などを用いて具体化していくことです。その影響は全国に及びます。使命感とともに、やりがいもあり、かつ、責任も重大です。また、各地の施策実施機関で施策の推進に携わったり、地方公共団体などに出向して仕事をする機会もあります。

私の場合、厚生省本省採用後これまでに10カ所の仕事に携わりましたが、本省の建物から出て仕事をする機会が3回ありました。国会内の政府の連絡室では、国会審議の様々な場面において国会や政府の立場を肌で感じ、国立がんセンターでは、医療機器の調達などを通じて様々な病気に挑戦する医師や研究者の熱意に触れ、また、厚生行政の最前線である市役所では、市民の皆さんと協働で計画をつくり事業を実施して「市民力」の力強さを感じるなど、「厚生行政」に関わる貴重な経験をしてきました。また、現在、仕事をしている人事課では、他省庁の人事担当者と一緒に外国政府を訪問し、先進的な行政経営について研修する機会がありました。

このように「厚生行政」で働きながらも、国会や地方自治体などで仕事をしたり、さらに、各種研修に参加する機会もあります。地道な仕事をする但也有りますが、それも国民の安定した「生活」を守るために必要な仕事です。そして、多くの職務経験を踏まえて、いろいろな立場の方々を想いながら、国民全体の奉仕者として社会に貢献しつつ、自らも成長していきます。

皆さんへ！

課題山積の厚生行政を推進するためには、皆さんの「打開力」が必要です。

今日、私たちの生活は科学技術の進歩と価値観の多様化などによって大きく様変わりしてきています。さらに急速な少子化・高齢化社会を迎えている中で、厚生行政においても、早急に解決すべき課題が山積しており、「これから」の厚生行政を適切に推進していくためには、皆さんの「打開力」が必要です。

この冊子は、厚生行政を担っている職員から皆さんへのメッセージです。「今」を生活し、「これから」の時代を生活していく皆さん、厚生行政を通して、安定した生活と国民一人ひとりが自己実現可能な社会を目指し、私たちと一緒に、「これから」の厚生行政を担いませんか。

国民一人ひとりの暮らしを思うところと、未来へ向けて安定した暮らしを維持しようとする信念を持ち、私たちの未来を自らの手で構築しようとする、「打開力」を秘めた皆さんの来省を、心からお待ちしています。

この冊子は、国家公務員II種試験(行政区分)の「厚生行政」と「麻薬取締官」の採用について紹介していますが、麻薬取締官募集については別の冊子もあります。詳しくは各地の地方厚生局麻薬取締部(職員採用担当)にお問い合わせ下さい。